

第 3 6 号議案

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

加東市自家用有償旅客運送条例（平成 2 4 年加東市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(旅客運送の対象となる者の範囲) 第 3 条 旅客運送の対象となる者は、 <u>別表第 1 に定める対象地域に住所を有する者</u> とする。	(旅客運送の対象となる者の範囲) 第 3 条 旅客運送の対象となる者は、 <u>別表第 1 において、対象地域を定めている路線にあっては当該対象地域に住所を有する者と</u> <u>し、対象地域を定めていない路線にあっては観光旅客その他の当</u>

別表第1（第2条、第3条関係）

路線	起点	主な経過地	終点	対象地域
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
とうじょう うあいあい い線	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
福田ふく ふく線	大門公民 館 西古 瀬公民館 屋度公 民館	沢部 福吉 上田 大 門 西古瀬 中古瀬 東古瀬 屋 度 東実	加東市役 所	沢部 福 吉 上田 大門 西古瀬 中古瀬 東古瀬 屋度 東 実

該路線の周辺を来訪する者とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

路線	起点	主な経過地	終点	対象地域
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
とうじょう うあいあい い線	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
福田ふく ふく線	大門公民 館 西古 瀬公民館 屋度公 民館	沢部 福吉 上田 大 門 西古瀬 中古瀬 東古瀬 屋 度 東実	加東市役 所	沢部 福 吉 上田 大門 西古瀬 中古瀬 東古瀬 屋度 東 実
社東条東 線	西戸公民 館 長井 南山第 4号街区 公園 加 東市まち の拠点施 設バスタ	上久米 下 久米 久米 藤田 天 神 檜鹿谷 黒谷 秋 津 少分谷 長貞 永 福 南山	上中第二 公園 加 東市産地 形成等促 進施設・ 道の駅と うじょう 少分谷	

		一ミナル		公民館	
--	--	------	--	-----	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

第 36 号議案 要旨

加東市自家用有償旅客運送条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

東条学園スクールバスを活用した定時定路線型運行の実証実験を、自家用有償旅客運送として開始するに当たり、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

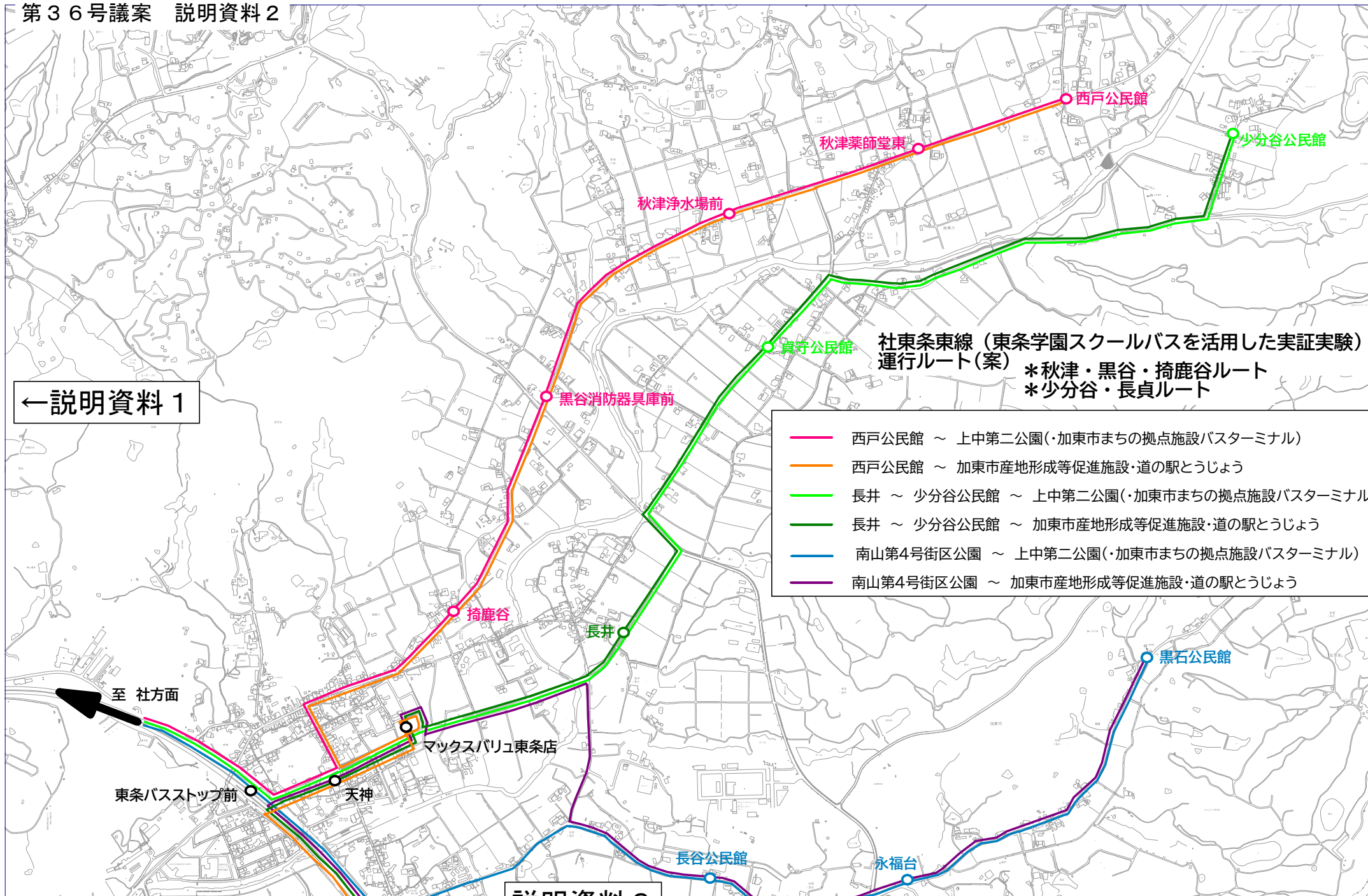
- (1) 旅客運送の対象となる者の範囲を改めること。（第 3 条関係）
- (2) 運行路線に社東条東線を加えること。（別表第 1 関係）

3 施行期日 令和 5 年 10 月 1 日

説明資料 2 →

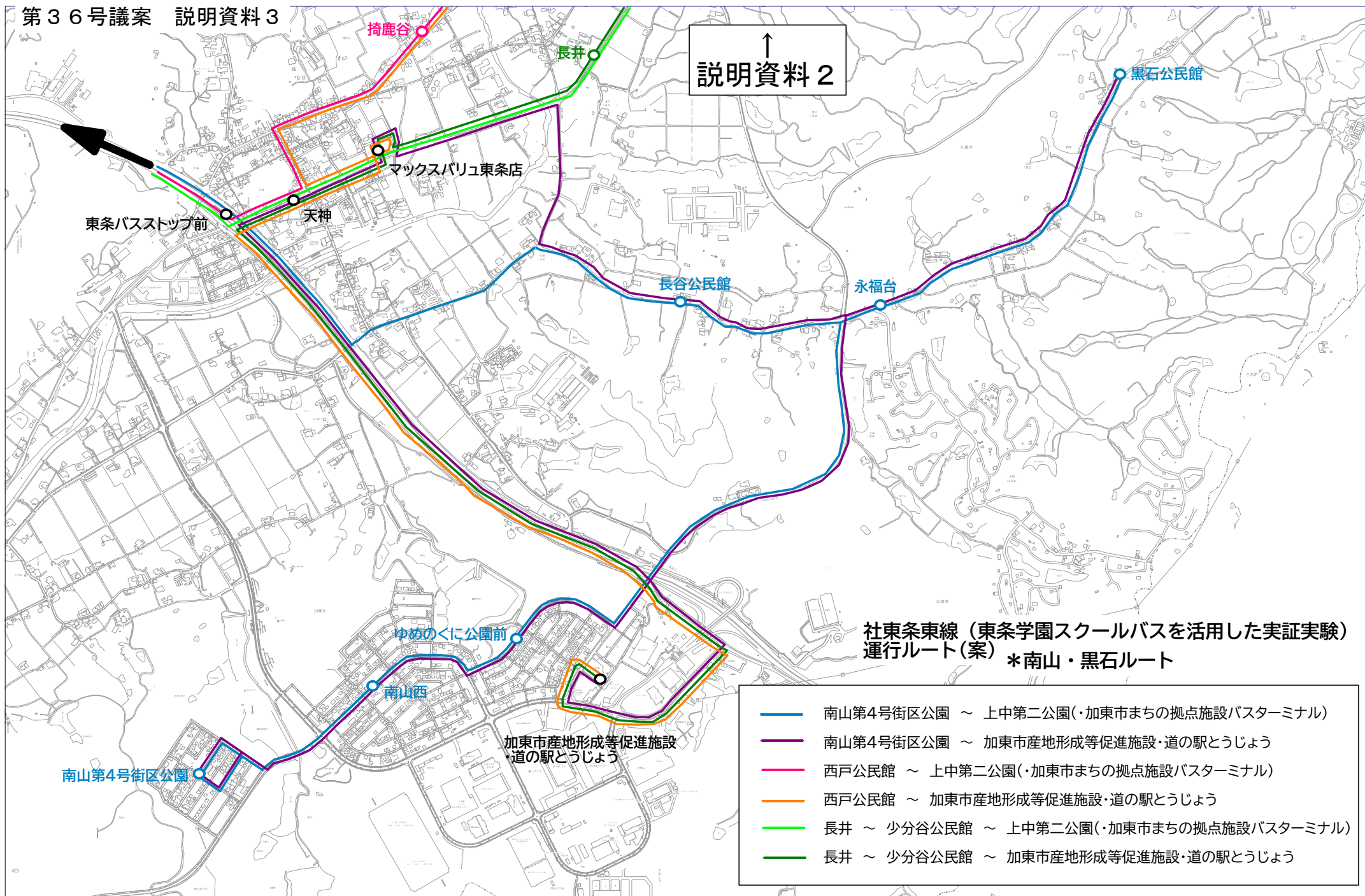


←説明資料1



説明資料3

↑
説明資料2



社東条東線（東条学園スクールバスを活用した実証実験）
運行ルート(案) *南山・黒石ルート

- 南山第4号街区公園 ～ 上中第二公園（・加東市まちの拠点施設バスターミナル）
- 南山第4号街区公園 ～ 加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう
- 西戸公民館 ～ 上中第二公園（・加東市まちの拠点施設バスターミナル）
- 西戸公民館 ～ 加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう
- 長井 ～ 少分谷公民館 ～ 上中第二公園（・加東市まちの拠点施設バスターミナル）
- 長井 ～ 少分谷公民館 ～ 加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう